

埼玉県中小企業制度融資

【新型コロナウイルス対応負担軽減型】

経営安定資金

(特定業種:セーフティネット保証5号対応)

<対 象>

国が指定した、旅館・ホテル、飲食業、理美容業、製造業の一部などの不況業種を営み、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上高等が前年同期に比べて 5%以上減少している事業者

<融資条件>

融 資 利 率 年 0.6%以内

(令和2年4月1日から1.1%→0.6%へ引き下げました)

融資限度額 最大 1 億円

(十分な資金ニーズに対応できるようにしました)

融 資 期 間 最大 10 年間 (うち据置最大 3 年間)

(返済負担を緩和するため融資期間・据置期間を延ばしました)

そ の 他

資 金 使 途 経営の安定に必要な運転資金

信用保証料 年 0.68%以内

保 証 人 個人事業主 原則として不要

法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要

担 保 金融機関・保証協会との協議による

融資対象者の主な要件

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、①②の両方に該当し、市町村長の認定を受けた事業者。
①国が指定する業種(不況業種)を営んでいる。
②最近3か月間の売上高等が前年同期に比較して5%以上減少している。
※売上減少要件には緩和措置が設けられています。詳しくは各市町村にお問い合わせください。
- 2 信用保証対象業種を営んでいる。

一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。
ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人等は対象となりません。

- 3 埼玉県内に事業所を有し、事業を営んでいる。
- 4 事業税等を滞納していない。ほか

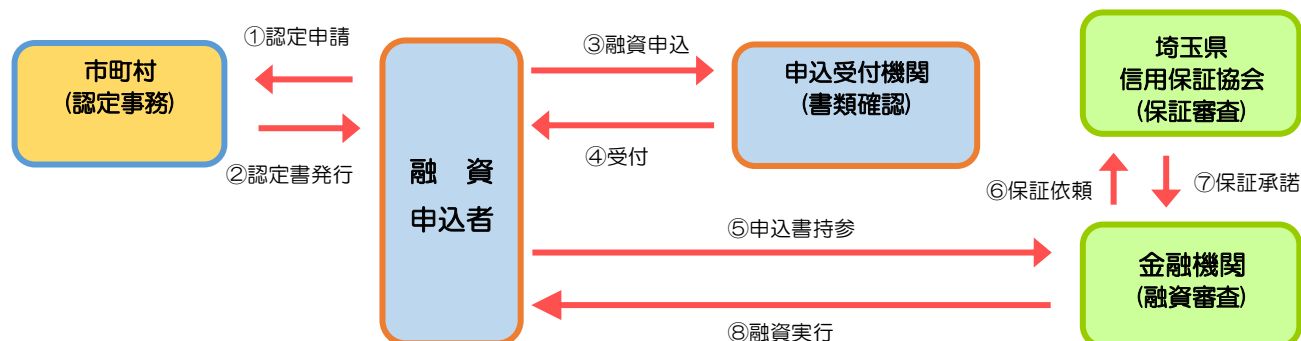
主な必要書類

- 埼玉県中小企業制度融資申込書
 - 事業税の納税証明書
 - 確定申告書の写し
 - 金融機関必要書類
 - 保証協会必要書類
 - セーフティネット保証5号の認定書
- (必要書類の詳細は、融資申込受付機関にお問い合わせください。)

手続きの流れ

融資のご利用(申込み)にあたっては、

- 事前に融資申込受付機関(商工会議所・商工会等)あて、ご利用可能な融資メニューや手続等について、ご確認(ご相談)ください。なお、手続きをスムーズに進めるため、事前に取扱金融機関(お取引のある金融機関)あて融資利用の相談をされることをお勧めします。
- 融資申込前に事業所所在地の市町村でセーフティネット保証5号の取得に必要な売上減少の認定を受けてください。認定時に必要な確認資料等については、各市町村へお問い合わせください。



ご注意

融資の利用に必要な認定書の取得は、融資が確実に実行されることをお約束するものではありません。融資については、取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合がございます。

融資申込先(申込受付機関)

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
(中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会へ)

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫
の、原則県内に所在する本支店

〔日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、
労働金庫では取り扱いができません。〕

埼玉県産業労働部金融課
048-830-3801・3803

